

務	00	01	30年
(令和38年3月末まで保存)			

生 企 第 3 0 5 7 号
令 和 8 年 2 月 1 8 日

生活安全企画課長
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「古物営業法施行規則第15条第3項第5号ニの規定に基づき、書類を指定する件」
の改正について

「古物営業法施行規則第15条第3項第5号ニの規定に基づき、書類を指定する件」（令和8年国家公安委員会告示第1号。以下「告示」という。）（別添）が令和8年1月30日付けで公布・施行されているところ、告示の内容及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「「古物営業法施行規則第15条第3項第5号ニの規定に基づき、書類を指定する件」の制定について」（平成30年11月15日付け保安第596号）は、廃止する。

記

1 内容

古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第15条第3項第5号に規定する、非対面取引における相手方の真偽の確認のために用いられる補完書類から除外される書類として、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条第一項に規定する通知カード」が指定された。

2 運用上の留意事項

古物商に対し、引き続き、通知カードにより相手方の真偽の確認を行うことがないよう積極的な周知に努めること。

担当：生活安全企画課
営業・危険物係

○国家公安委員会告示第一号

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十五条第三項第五号二の規定に基づき、平成三十年国家公安委員会告示第四十二号（古物営業法施行規則第十五条第三項第五号二の規定に基づき、書類を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月三十日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十五条第三項第五号二の規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、古物営業法施行規則の一部を改正する規則（平成三十年国家公安委員会規則第十四号）の施行の日（平成三十年十月二十四日）から適用する。</p> <p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条第一項に規定する通知カード</p>	<p>古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十五条第三項第五号二の規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、古物営業法施行規則の一部を改正する規則（平成三十年国家公安委員会規則第十四号）の施行の日（平成三十年十月二十四日）から適用する。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条第一項に規定する通知カード</p>

附則

この告示は、公布の日から施行する。